

謹賀新年



みなさまの
ご健康とご多幸を
お祈り申し上げます。

まちの情報紙

議会だより(新年号)合併号

広報

太子

Public Relations
TAISHI Town

聖徳太子没後
1400年

主な内容

- 2 新年のあいさつ
- 5 太子町版生活支援特別給付金
- 6 吉村府知事・田中町長 新春特別対談
- 8 令和3年度 非常勤職員を募集します
- 10 新型コロナウイルスに係る町独自支援
- 11 みんなで育てる地域公共交通
- 12 パブリックコメント(住民等意見の募集)
- 14 人権コーナー「気づく」
- 15 フォトニュース
- 16 みんなのひろば
- 19 健康インフォメーション
- 21 高齢者情報局
- 22 子育て応援ナビ
- 27 タウンインフォメーション

2021

1

月号

No.554

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載中のイベントや不特定多数が参加する会議などが中止や延期となる場合があります。

新年

令和三年 新年のご挨拶を申し上げます

明けましておめでとうございます。太子町のみなさまにおかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素は町政に対しましてご協力とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が発令されるなど、誰もが経験したことのない一年となりました。そして、依然として感染拡大のリスクは高い状況にあります。みなさまにおかれましては、まずはご自身の身を守る行動として、引き続きマスクの着用・換気・三密を避けるなどの感染予防対策を徹底して頂きますようお願いいたします。また、みなさまのご支援により昨年4月に町長に就任以来、まずは新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として取り組んでまいりました。大阪府・富田林保健所と連携しながら感染拡大の防止に取り組みとともに、支援策として定額給付金10万円の迅速な給付、大阪府と連携した事業者支援、町独自の高校生世代・大学生などへの支援、水道の基本料金免除などを行ってまいりました。今後も状況を見据えながら迅速に必要な施策を実施してまいります。

昨年は住民のみなさまの移動手段の確保となる持続可能な地域公共交通の構築をめざした6月からのコミュニティバスの実証運行に加え、金剛バスによる新規路線の本格運行が開始されるとともに、生活支援・移動支援相談窓口の設置による公共交通の利用が困難な人への新たな移動支援がスタートしております。今後においてもより良い形をめざして取り組みを進めてまいりますので、多くの人のご利用をお願いします。更に（仮称）生涯学習施設につきましましては、9月議会で建設予算の議決を頂き、11月30日に施工業者と本契約を締結し、令和4年秋のオープンをめざして、今年から本格的に工事着手いたします。工事中は何かとご迷惑をお掛けしますが、来庁の際には十分ご注意頂きますようお願いいたします。

さて、今年も延期になりました東京オリンピックが開催予定で、それにもなう聖火リレーが4月に本町で行われる予定となっております。ぜひ安全な形で実施されますことを祈るばかりです。そして今年も本町におきましても聖徳太子没後1400年の節目の年を迎えます。叡福寺においては4月から5月にかけて大規模な法要と奉納行事が行われます。町としても広く住民みなさまに参画頂く「聖徳太子没後1400年記念実行委員会」を立ち上げ、昨年には連続歴史講座などを開催したところであり、今年も鉄道事業者と連携した歴史ウォークのほか、記念シンポジウムの開催なども予定しております。さらに実行委員会では次の100年後に残る太子町のシンボルとして、加えて新型コロナウイルス感染症の沈静化の願いをこめて聖徳太子のモニュメント（銅像）を作製するため、広く寄付を募られていますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

結びにあたりまして、未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況ではありますが、これまでにも様々な困難に打ち勝ってきた日本でありますから、明るい未来が必ず訪れることを信じ、笑顔あふれる太子町の実現に向け邁進してまいりますので、より一層、みなさまのご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。新年のご挨拶いたします。

令和三年 元旦

太子町長 田中 祐二



新型コロナウイルス感染症に係る町独自支援として

太子町版生活支援特別給付金を支給します！

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、町が独自に生活支援を目的として、全住民を対象に給付金を支給します。

給付金は、「国の特別定額給付金」の申請時に指定された口座に、世帯員全員の合計金額を振り込みます。



●申請不要の人

町で「国の特別定額給付金」を申請した人は、申請の必要はありません。

給付対象者	令和2年12月17日時点で町の住民基本台帳に登録のある人
給付金の額	・世帯構成員（給付対象者）65歳未満は1人につき 5,000円 ・世帯構成員（給付対象者）65歳以上は1人につき 10,000円 ※「太子町版生活支援特別給付金」は税務上、一時所得に該当します。 一時所得の計算上、最大で50万円の特別控除が適用されますので、他の一時所得の合計額が50万円を超えない限り、課税対象にはなりません。
振込予定日	1月29日(金)を予定しています。 本給付金の支給を希望される人は、 <u>申請不要です</u> 。(本給付金の通知を受け取り辞退される旨の申出がない場合は支給を希望されたものとみなします。)

●申請が必要な人

令和2年4月27日以降に転入した世帯などは、申請が必要です。

令和2年4月27日(国の特別定額給付金の基準日)以降に転入された世帯は、申請手続きが必要です。対象の人には、1月18日(月)(予定)に申請書を送付します。

申請書に必要事項を記載し、本人(世帯主)の確認書類(写)振込先口座の確認書類(写)を添付し、同封の返信用封筒でご返送ください。

申請期間	1月20日(水)～3月19日(金)(当日消印有効)
振込予定日	申請受け付け後、随時振り込みます。

●その他手続きが必要な人

- ・太子町版生活支援特別給付金の支給を辞退される人
- ・国の特別定額給付金の申請時に指定した口座を解約された人
- ・国の特別定額給付金を辞退した人で、太子町版生活支援特別給付金の支給を希望される人
- ・令和2年12月17日時点でやむを得ない理由で町の住民基本台帳に登録されていない人は、下記までご相談ください。

※感染拡大防止の観点から、窓口での申請はやむを得ない場合に限りしますので、みなさまのご協力をお願いします。

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519 (土日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)



田中町長が、大阪府庁を訪問し、吉村知事と対談を行いました。

田中町長 対談の場を頂きありがとうございました。知事は、太子町と同じ南河内地域の、河内長野市のご出身ということですが、太子町の印象や思いなどお聞かせください。

吉村知事 太子町は河内長野市とも近く、思い出深く、友人もたくさんいます。みかん園にも行ききましたし、聖徳太子や推古天皇といった歴史でよく習つた人のお墓があること、また、河内長野市と同様に自然が豊かで、歴史や自然、また食といった魅力が豊富な印象です。

域住民や観光団体が構成する実行委員会により、聖徳太子関連の史跡などを巡る聖徳太子歴史ウォークや記念シンポジウムを予定しています。あわせて、「聖徳太子のまち」太子町を象徴し、次の100年をつなぐものとして、かつ、新型コロナウイルス感染症の沈静化を願い、聖徳太子モニュメントの制作を予定しています。この制作費用は、広く一般からの寄付を募るとともに、クラウドファンディングも行います。

田中町長 ありがとうございます。地形を生かしたぶどうの生産も盛んで、シーズンには道の駅や直売所などはテラウエアやシャインマスカットなどの販売で賑わっています。また、太子町の名前の由来となっている聖徳太子の御廟があるほか、敏達、用明、推古、孝徳といった歴代天皇のお墓が梅の花の形に並んだ梅鉢御陵や、難波と大和飛鳥を結ぶ日本最古の官道であり日本遺産の「竹内街道」があり、様々な魅力があります。また、令和3年、2021年はちょうど、聖徳太子没後1400年の年にあたり、聖徳太子御廟のある叡福寺では4月～5月の一か月にわたり大法要や、雅楽や新作能、狂言といった奉納行事が行われます。町としてもこれを好機ととらえ太子町の魅力を発信すべく、地

吉村知事 府内には、令和元年7月に世界遺産に登録された「百舌鳥・古市古墳群」があり、古墳群の一つである応神天皇陵古墳などは、太子町の隣の羽曳野市にあります。「百舌鳥・古市古墳群」や竹内街道、聖徳太子のゆかりの地といったこれらの魅力を互いに連携させることで、より多くの人に太子町の良さを知ってもらえるのでは。府も協力し、大阪全体で観光振興に取り組んでいきたいと思っています。もちろん、新型コロナウイルス感染症への対応には万全を尽くしていきます。ウイズコロナ期においては、ウイルスとの共存を前提として、感染拡大防止と経済活動の維持という両面から、府民の命を守ってまいります。そのうえで、新型コロナウイルス感染症を乗り越えた先にある、新たな未来を切り拓くシンボルが、2025年の大阪・関西万博です。



「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催し、国内外から多くの来場者を見込んでおり、この機会もとらえて、しっかりと大阪の良さと魅力をPRしていきたいです。

田中町長 ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症への対応については、太子町はこれまで、感染拡大防止では富田林保



健所などとしつかり連携しながら、支援策では国や府の取り組みと役割分担を意識して、住民生活のセーフティネットとなる取り組みを行っている。例えば、継続中のものとしては、国の特別定額給付金の基準日以降に生まれた子どもへの10万円の支給や、学費に困窮している大学生や専門学校生の学業継続を支援するため、3万円の給付を行っています。

私は昨年4月に町長に就任しましたが、この間感じたことは新型コロナウイルスへの対応にしろ、道路やインフラの整備など、町政を進める上では府の協力や連携が非常に重要なことです。私の公約の一つに、「活気あふれる子育てしやすい町」をめざすことがありますが、まずこの令和3年1月から、子育て世帯の負担軽減を図るため、子ども医療費の助成の対象年齢を15歳から18歳に引き上げました。また、子どもたちには、この激動の時代をしつかりと生き抜く「生きる力」を身につけてほしいと考えています。そのために、学力向上はもちろん、町全体で子どもたちの成長を支える取り組みを行っている。太子町は、人口も面積も比較的コンパクトな町ですので、それを強みに、様々な取り組みにチャレンジしていきます。府には、いろいろとアドバイスを頂きたい。特に、町としては、まずは35人の少人数学級をめざしたい。そのためには、国や府の支援や協力が不

可欠であり、よろしく願っています。

吉村知事 子育て世帯の支援など、スピード感を持って取り組まれていることがわかりました。大都市ではない、太子町だからこそ施策に取り組んで頂きたいと思っています。府として、応援できることはしっかりと応援いたします。府と市町村が互いに知恵を出し合い、連携して取り組んでいきましょう。

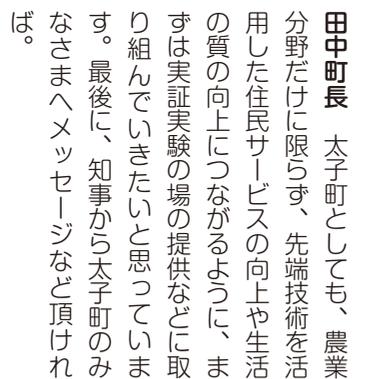
田中町長 ありがとうございます。一方、太子町も人口減少や少子高齢化の影響は避けがたく、例えば、農業の分野でも農家の高齢化や後継者不足に直面しています。そのような中、府の南河内農と緑の総合事務所のご尽力で、ドローンやロボットなどの最先端技術を活用し、労働力不足の解消をめざす「スマート農業」の実証事業が太子町内でも始まっています。NPO法人太子町ぶどう塾や企業、研究機関などが連携し、ぶどうや温州みかんへの農薬散布



や、除草、運搬へのドローンやロボットの導入実証事業が行われています。

吉村知事 府では、大阪のスマートシティ化を進めるための専門の部局、スマートシティ戦略部を設置しています。ICTをはじめとした先端技術を活用し、大阪における地域の社会課題の解決、住民の利便性の向上をめざしています。取り組むべきテーマは、市町村のICT化推進といった内容から防災や教育といった分野まで多岐にわたります。最先端の技術を活用することで、これまでできなかったことや難しかったことができるようになります。このスマートシティの実現には、民間企業や府内市町村との積極的な協業が鍵となります。府はコーディネーター役として、様々な分野で先端技術を有する企業やソリューションの持続的な担い手となる民間事業者などの連携や、課題を抱える地域とのマッチングを図り、それぞれの地域にあった、スマートシティ化を実現していきます。

田中町長 太子町としても、農業分野だけに限らず、先端技術を活用した住民サービスの向上や生活の質の向上につながるように、まずは実証実験の場の提供などに取り組んでいきたいと思っています。最後に、知事から太子町のみならずメッセなど頂ければ。



吉村知事 令和3年度は、2025年大阪・関西万博を見据え、大阪が「強い自治体」として、新型コロナウイルス感染症から府民の命と暮らしを守りつつ、「世界の中で躍動し、成長し続ける大阪」の実現に向けた取り組みを着実に進める年となります。コロナ禍で、東京一極集中のリスクが改めて顕在化している中、日本の成長をけん引する東西二極の一極として、世界に存在感を発揮する「副首都・大阪」の確立に向けて前進していきます。

また、新型コロナウイルス感染症については、太子町民のみならず、まにも、より一層、感染防止対策の徹底をお願いします。

田中町長 本日はありがとうございます。ぜひ、ぶどうやみかんのおいしい時期に、太子町にもお越しください。よろしく願います。



令和3年度 非常勤職員を募集します

[申込書類] エントリーシート（写真貼付）及び応募資格要件の証明書などの写し

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートについては、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

[申込期間] 1月4日(月)～22日(金)午前9時～午後5時30分
※土日、祝日は除く。

[申込場所] 役場庁舎3階 秘書課

[採用方法] 受付終了後、書類審査、面接などにより任用の決定を行います。面接日時は別途連絡します。
※幼稚園講師については、実技試験があります。

[任用期間] 4月1日～令和4年3月31日

※勤務成績が良好な場合は、更新あり。ただし、非常勤専門職員は通算5年、非常勤任用職員は通算3年を限度とします。

◆問合せ 秘書課 ☎98-5531

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
非常勤専門職員	管理栄養士 (町立保健センター)	2人	栄養指導・食育にかかわる業務	197,400円 (月額)	[勤務時間] 午前9時～午後5時15分 [勤務日] 月曜日～金曜日の週5日勤務 ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。	管理栄養士資格 普通自動車運転免許
	介護支援専門員	1人	要介護認定調査業務及び介護保険業務支援など	224,800円 (月額)		介護支援専門員資格
	子ども家庭支援員	1人	児童養育に関する相談、児童虐待の通報への対応、児童虐待の未然防止のための家庭支援業務	①224,800円 (月給) ②243,500円 (月給)		③を必要とし、かつ、①、②のいずれかに該当する人 ①社会福祉士資格を有する人 ②臨床心理士または公認心理師資格を有する人 ③普通自動車運転免許
	保育士	1人	子育て支援業務・相談支援業務	182,600円 (月給)		保育士資格
	臨床心理士	若干名	<ul style="list-style-type: none"> 18歳までの発達に関する相談業務 発達検査 小学生向け療育教室の企画運営 	97,400円～ 243,500円 (月給)	[勤務時間] 午前9時～午後5時15分 [勤務日] 月曜日～金曜日のうち週2～5日勤務 ※勤務日数については応相談。 ※社会保険あり（週3～5日勤務のみ）。 ※賞与年2回あり（週3～5日勤務のみ）。	臨床心理士または公認心理士資格
	管理栄養士 (町立学校給食センター)	1人	給食関連業務全般（学校給食物資の発注、物資管理及び検収、学校栄養教諭の業務補助など）	197,400円 (月額)	[勤務時間] 午前7時30分～午後3時45分（給食あり） 午前8時30分～午後4時45分（給食なし） [勤務日] 月～金曜日の週5日勤務 ※状況により時間外勤務あり。 ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。	管理栄養士資格 （※学校給食共同調理場での業務経験3年以上） 普通自動車運転免許。 ※栄養計算ソフトを使用した献立作成補助やエクセル・ワードを使用した資料の作成ができる人。
	図書司書☆	1人	町立図書室事業の企画運営、貸出・返却業務、事務作業など	182,600円 (月給)	[勤務時間] 午前9時45分～午後6時15分 [勤務日] 火曜日～日曜日（月曜日が祝日の場合は勤務あり）の週5日勤務（シフト制） ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。	司書資格
	幼稚園講師	1人	町立幼稚園児の教育、事務、預かり保育業務	182,600円 (月額)	[勤務時間] 午前8時15分～午後4時45分 [勤務日] 月曜日～金曜日の週5日勤務 ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。	幼稚園教諭免許
	臨時保育指導員 (預かり保育指導員)	2人	町立幼稚園での預かり保育業務	1,100円 (時給)	[勤務時間] 午前11時15分～午後5時15分（水曜日） 午後1時45分～午後5時15分（水曜日以外の平日） ※シフト制で週2～3日勤務。 ※長期休業中で指示のあった日については午前8時30分～午後5時15分。	保育士免許、または幼稚園教諭免許
	介助員	5人	町立小中学校で支援の必要な児童及び生徒の日常生活、身辺自立の補助介助	1,100円 (時給)	[勤務時間] 午前8時00分～午後4時30分 （学校によって若干の変更有り） [勤務日] 月曜日～金曜日の週5日勤務 ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。 ※長期休業など児童生徒がいなときは休日。	介助員経験者・保育士免許、または教員免許などを有する人
看護師	1人	介護予防事業（高齢者訪問・介護予防教室など）	1,630円 (時給)	[勤務時間] 午後1時～5時 [勤務日] 月曜日～金曜日のうち指定する日（週1～2日程度勤務）	正看護師資格 普通自動車運転免許	

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
非常勤専門職員	放課後児童支援員(月給)	3人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導業務を行い、加えて、児童会全体の把握業務	161,900円 ～ 182,600円 (月給)	【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 午後0時30分～6時30分 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 午前8時～午後7時の7.5時間以内 ※上記のうち、週5日勤務、または、週6日勤務。 ※状況により時間外勤務あり。 ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。	③を必要とし、かつ、 ①、②のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験(2年以上)を有する人
	放課後児童支援員(時給)	6人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,100円 (時給)	【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 8時間以内、または前後半の二交代制 ※シフト制で週4日程度の勤務。 ※状況により時間外勤務あり。 ※社会保険あり(週5日勤務のみ)。 ※賞与年2回あり(週4日、5日勤務のみ)。	①、②、③のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験(2年以上)を有する人
	放課後児童会・代替支援員	1人			代替支援員・補助員とは、常勤支援員・補助員の休暇取得などにより一時的に欠員が生じたとき、その代替で勤務する人です。 【勤務時間】 上記放課後児童支援員(時給)と同じ	
非常勤任用職員	校務員	1人	学校施設の維持修繕など、学校雑務業務	182,600円 (月額)	【勤務時間】 午前7時45分～午後4時15分 【勤務日】 月曜日～金曜日の週5日勤務 ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。	普通自動車運転免許(AT 限定不可)
	介助補助員	1人	町立小中学校で支援の必要な児童及び生徒の日常生活、身辺自立の補助介助	1,000円 (時給)	【勤務時間】 午前8時00分～午後4時30分 (学校によって若干の変更有り) 【勤務日】 月曜日～金曜日の週5日勤務 ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。 ※長期休業など児童生徒がいなるときは休日。	資格要件はありません
	放課後児童補助員	3人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,000円 (時給)	非常勤専門職員の放課後児童支援員(時給)と同じ	
	放課後児童会・代替補助員	5人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,000円 (時給)	非常勤専門職員の放課後児童会・代替支援員と同じ	
	町立公民館施設管理者☆	1人	公民館の管理運営、貸館業務、事業企画及び運営、事務作業など	146,080円 (月給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時30分 【勤務日】 火曜日～日曜日のうち週4日勤務(シフト制) ※状況により時間外勤務あり。 ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。	
	町立総合スポーツ公園施設管理者☆	1人	スポーツ公園全般の管理運営、受付業務、事務作業、町スポーツ関連事業の補助など	146,080円 (月給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時30分(事業実施の場合、午後1時～9時30分に変更となる場合あり) 【勤務日】 火曜日～日曜日(月曜日が祝日の場合は勤務あり)のうち週4日勤務(シフト制) ※状況により時間外勤務あり。 ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。	
	町立総合スポーツ公園受付・事務☆	1人	公園全般の管理運営、受付業務、事務作業など	1,000円 (時給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時 【勤務日】 火曜日～日曜日(月曜日が祝日の場合は勤務あり)の週3日勤務(シフト制) ※社会保険あり。 ※賞与年2回あり。	
	町立総合スポーツ公園警備・清掃☆	1人	公園の警備・清掃業務 ①施設の掃除、修繕、草刈 ②休館日の警備、施設管理 ③夜間の警備、施設管理	1,000円 (時給)	【勤務時間】 ①午前9時～正午(月2～3日程度) ②午前9時～午後5時30分(月1～2日程度) ③午後5時30分～午後9時30分(月12～13日程度) ※各業務、シフト制。 ※賞与年2回あり。	
	町立竹内街道歴史資料館受付・事務☆	1人	資料館の受付業務、展示説明・案内、事務作業など	1,000円 (時給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時 【勤務日】 火曜日～日曜日(月曜日が祝日の場合は勤務あり)の週2日勤務(シフト制)	
	大道旧山本家住宅施設清掃	1人	清掃作業など	1,000円 (時給)	【勤務時間】 午前9時～午後3時 【勤務日】 毎週金曜日(金曜日が開館のときは、振替あり)	

※全ての職種について、交通費支給あり。 ☆印は、土・日・祝日勤務を含む。

新型コロナウイルス感染症に係る町独自支援 申請漏れにご注意ください

太子町版持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した事業者による事業継続のための給付金を支給しています。

【対象】

以下の要件をすべて満たす事業者

- ①町内に主たる事業所を有する中小法人など、または、個人事業者など
- ②令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続の意思がある
- ③令和2年の任意の1か月(対象月)の売上が前年同月比で15%以上50%未満減少している
- ④国の持続化給付金の給付対象者となっていない、また、大阪府の休業要請支援金・休業要請外支援金の給付を受けていない

【給付額】

中小法人など：上限20万円

個人事業者など：上限10万円

【申請期間】

1月31日(日)まで(当日消印有効)

【必要書類】

交付申請書兼請求書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)、及び以下の書類

●中小法人など

- ①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入がわかるもの
 - ・確定申告書別表一の写し
 - ・法人事業概況説明書の写し
- ②令和2年1月～直近1か月までの月間事業収入がわかるもの
- ③法人名義の振込先口座がわかるもの
- ④履歴事項全部証明書の写し

●青色申告を行っている個人事業者

- ①令和元年の年間事業収入がわかるもの
 - ・確定申告書第一表の写し
 - ・令和元年分所得税青色申告決算書の写し
- ②令和2年1月～直近1か月までの月間事業収入がわかるもの
- ③申請者本人名義の振込先口座がわかるもの
- ④本人確認書類の写し

●白色申告を行っている個人事業者

- ①令和元年の年間事業収入がわかるもの
 - ・確定申告書第一表の写し
 - ・令和元年分収支内訳書の写し
- ②令和2年1月～直近1か月までの月間

- 事業収入がわかるもの
- ③申請者本人名義の振込先口座がわかるもの
 - ④本人確認書類の写し

【申請方法】

申請窓口に提出、または、郵送

※郵送の場合は、必ずお電話ください。

◆申請・問合せ

〒583-8580

太子町大字山田88番地

観光産業課 ☎98-5521

太子町大学生等学業継続支援給付金

大学生などを支援するため、1人あたり3万円を給付します。詳しくは、お問い合わせください。

【対象】基準日(9月25日)に学校教育法に定める大学などに在籍し、平成14年4月1日以前に生まれた人で、次のいずれかに該当する学生

- 基準日に本町に住民登録がある学生
 - 基準日に本町に住民登録がある者に扶養されている人
- ※科目など履修生、聴講生、自動車教習所及び学習塾は非該当。

【申請期間】2月1日(月)まで

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

太子町事業者支援激励金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町で認定を受け、大阪府制度融資を利用し金融機関から融資を受けた事業者による事業継続のための給付金を支給しています。

【対象】

- ①次のいずれかの町の認定を受けている
 - (ア)セーフティネット保証4号
 - (イ)セーフティネット保証5号
 - (ウ)危機関連保証
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大阪府制度融資のうち、次のいずれかの融資を受けている
 - (ア)経営安定サポート資金
 - (イ)新型コロナウイルス感染症対応緊急資金
 - (ウ)新型コロナウイルス感染症対応資金

※上記①と②の要件を満たす事業者が対象です。

【給付額】10万円

【申請期間】

2月28日(日)まで(当日消印有効)

【必要書類】

交付申請書兼請求書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)、及び以下の書類

- ①令和2年3月1日以降に大阪府制度融資を受けたことが確認できる書類
- ②セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定書の写し
- ③住民税及び法人税の納税証明書

【申請方法】

申請窓口に提出、または、郵送

※郵送の場合は、必ずお電話ください。

◆申請・問合せ

〒583-8580

太子町大字山田88番地

観光産業課 ☎98-5521

公共施設使用料助成金

現在、各施設では新型コロナウイルス感染防止対策のため、利用者(団体)にソーシャルディスタンスの確保など制限を設けています。

そのため、利用者(団体)に対し、施設の使用料の一部を助成しています。

【対象】町内在住の町立施設利用者

【対象施設】町立万葉ホール、まちづくり観光交流センター、竹内街道交流館、町立公民館、町立総合スポーツ公園、大道旧山本家住宅、太子・和みの広場、多目的グラウンドゴルフ場

※町立歴史資料館及び旧山本家住宅の入館料、総合体育館トレーニング室使用料及び共用利用並びに総合グラウンド、テニスコートの照明使用料と各施設内の備品の使用料については対象外。

【助成額】上記対象施設の使用料の50%

【対象期間】令和2年度各施設の使用再開時～3月31日(水)までの施設使用料

【申請方法】交付申請書など必要書類を各施設の担当課にご提出ください。

※内容確認が必要なため郵送不可。

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534
及び各施設担当課まで

みんなで育てる 地域公共交通 ⑧

●コミュニティバスの乗降人数（11月）

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。太子町に新しいバスが走るようになって、初めてのお正月を迎えました。本号も引き続き、太子町コミュニティバスの運行実績【11月】を紹介します。

総合福祉センター役場線

総合福祉センター役場線の乗降人数は700名（総合福祉センター利用者特別乗車証による利用者を除くと145名）で、1日あたり22.6人（町立総合福祉センターが休館日の水、土日、祝日を除くと42.5人）でした。

次に、利用状況の経月変化を確認すると、月によって運行日が異なるため、1日あたりの乗降人数（平均乗降人数）を用います。図1の通り、全日では、6月が21.0人、7月が21.7人、8月が22.9人、9月が22.8人、10月が26.7人と順調に増えてきましたが、11月は22.6人と、9月とほぼ同じ水準まで低下しています。この傾向は平日及び町立総合福祉センターの休館日を除く平日も同じため、コロナ禍においては、やや頭打ちの印象を強く感じざるを得ません。

畑・山田役場線

畑・山田役場線の乗降人数は237人（福祉センター利用者特別乗車証による利用者を除くと182人）で、1日あたり7.7人（町立総合福祉センターが休館日の水、土日、祝日を除くと7.3人）となりました。

総合福祉センター役場線と同様、これらのデータの経月変化を比較すると（図2）、全日の平均乗降人数は6月が5.6人、7月が6.9人、8月が6.5人、9月と6.5人、10月が7.2人と順調に増え、11月はさらに7.7人と、記録を更新しています。

前号では、休日の平均乗降人数の伸びが全日の増加に貢献している、と書きましたが、11月はわずかながら休日が減少しています。その反面、平日及び町立総合福祉センターの休館日を除く平日は、8月の水準に増加回復しています。

新型コロナウイルス感染症の第三波の最中にありますが、コミュニティバスも金剛バスも十分な換気を行って運行しています。マスクの着用と手洗い・うがいの励行など、感染防止策を十分にとって頂き、公共交通の利用と支援をどうぞよろしくお願ひいたします。

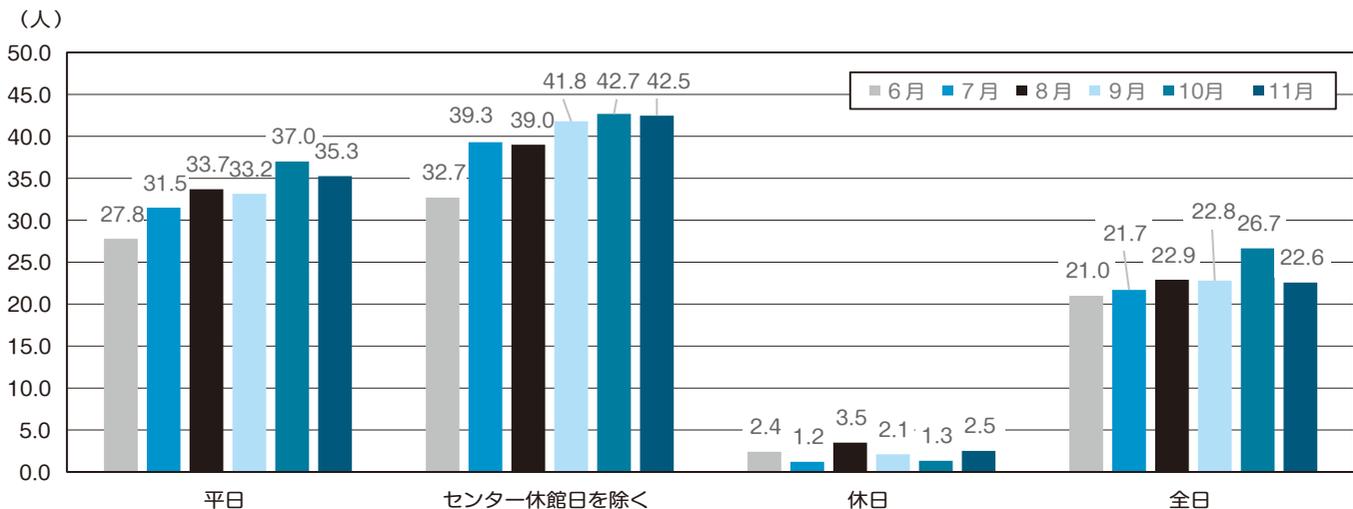


図1：総合福祉センター役場線：平均乗降人数の比較【6～11月】

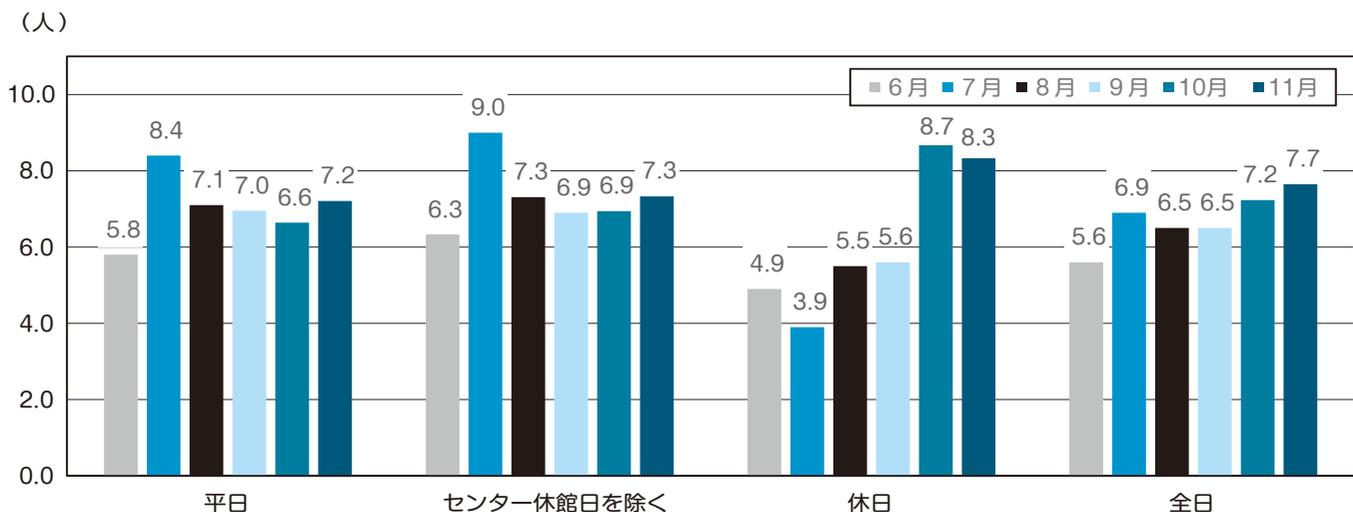


図2：畑・山田役場線：平均乗降人数の比較【6～11月】

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長（大阪産業大学経済学部・大学院経済学研究科教授）の小川雅司氏が執筆されたものです。

太子町国土強靱化地域計画（案）

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（国土強靱化地域計画）を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされました。

町でも、過去の災害や、毎年のように全国各地で発生する自然災害を教訓にするとともに、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対応を踏まえ、「太子町国土強靱化地域計画（案）」を取りまとめましたので、住民のみなさまからの意見を募集します。

【募集案件】 太子町国土強靱化地域計画（案）

【募集期間】 1月4日(月)～2月3日(水)（郵送の場合は消印有効）

【案件資料の閲覧・配布場所】

①町ホームページ ②危機管理課窓口（役場庁舎2階） ③情報公開コーナー（役場庁舎3階）

※閲覧時間は午前9時～午後5時30分（土日、祝日を除く）。

【意見の提出先・提出方法】

様式は自由です。氏名、住所、連絡先を明記し、下記のいずれかの方法でご提出ください。

①Eメール：kikikanri@town.taishi.osaka.jp

②郵送：〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場まちづくり推進部危機管理課

③ファックス：98-4514（危機管理課宛）

④窓口：危機管理課（役場庁舎2階）（開庁時間外、土日、祝日は除く）

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525

太子町地域防災計画（修正案）

近年多発する自然災害の教訓や今後発生が懸念される南海トラフ地震への対応及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、本町地域防災計画について、変革する社会情勢などに整合性を図り、実効性のある計画とするため、計画の修正を行います。

「太子町地域防災計画（修正案）」を取りまとめましたので、住民のみなさまからの意見を募集します。

【募集案件】 太子町地域防災計画（修正案）

【募集期間】 1月4日(月)～2月3日(水)（郵送の場合は消印有効）

【案件資料の閲覧・配布場所】

①町ホームページ ②危機管理課窓口（役場庁舎2階） ③情報公開コーナー（役場庁舎3階）

※閲覧時間は午前9時～午後5時30分（土日、祝日を除く）。

【意見の提出先・提出方法】

様式は自由です。氏名、住所、連絡先を明記し、下記のいずれかの方法でご提出ください。

①Eメール：kikikanri@town.taishi.osaka.jp

②郵送：〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場まちづくり推進部危機管理課

③ファックス：98-4514（危機管理課宛）

④窓口：危機管理課（役場庁舎2階）（開庁時間外、土日、祝日は除く）

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525

“ お店や有料の教室・クラブ活動 ” を PR しませんか!!

○広報「太子」の有料広告を募集中

- ・大きさ 大枠：天地6センチメートル×19.5センチメートル／小枠：天地6センチメートル×9.7センチメートル
- ・色 2色刷り
- ・掲載料 大枠（1か月）：町内 8,000円、町外 10,000円／小枠（1か月）：町内 4,000円、町外 5,000円

○町のウェブページのバナー広告を募集中

- ・大きさ 天地50ピクセル×左右130ピクセル
- ・掲載料 3か月単位：町内 15,000円、町外 18,000円

※6か月以上の掲載には割引があります。

内容により掲載できない場合もあります。詳しくは、総務政策課までお問い合わせください。



◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

パブリックコメント(住民等意見)の募集

町では、パブリックコメント(住民等意見)を募集しています。以下の留意事項と、各案件の募集期間などをご確認のうえ、ご提出ください。

【意見提出の留意事項】

- (1) 意見の提出方法、期限を守ってください。
- (2) 意見の提出に際しては、氏名、住所をご明記ください。
- (3) 意見を提出できるのは、下記に該当する人です。
 - ・町内に在住・在勤・在学する人
 - ・町内に事務所、または、事業所を有する個人及び法人その他団体
 - ・上記に掲げるもののほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する人
- (4) 提出意見の情報の全部、または、一部を公表することがあります(氏名、住所の個人情報公表しません)。
- (5) 意見に対する個別回答はしません。

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン(素案)

町では、平成16年に策定した「人権行政基本方針」及び平成17年に策定した「人権行政推進プラン」を見直し、昨今の社会情勢に対応した人権施策を推進するため、新しい計画の策定に取り組んでいます。

「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン(素案)」を取りまとめましたので、住民のみなさまからの意見を募集します。

【募集案件】 第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン(素案)

【募集期間】 1月4日(月)～2月3日(水)(郵送の場合は消印有効)

【案件資料の閲覧・配布場所】

①町ホームページ ②住民人権課窓口(役場庁舎1階) ③情報公開コーナー(役場庁舎3階)

※閲覧時間は午前9時～午後5時30分(土日、祝日を除く)。

【意見の提出先・提出方法】

様式は自由です。氏名、住所、連絡先を明記し、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- ①Eメール: juminjinken@town.taishi.osaka.jp
- ②郵送: 〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場総務部住民人権課
- ③ファックス: 98-2773(住民人権課宛)
- ④窓口: 住民人権課(役場庁舎1階)(開庁時間外、土日、祝日は除く)

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

太子町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)

本計画では、第7期介護保険事業計画に引き続いて団塊世代が75歳以上となる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、高齢者の抱える多様な課題・ニーズへの対応や近年頻発している災害及び感染症への対応策を盛り込み、本町の高齢者福祉施策と介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組などについて示し、各事業の安定的事業を目的として策定します。

「太子町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)」を取りまとめましたので、住民のみなさまからの意見を募集します。

【募集案件】 太子町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)

【募集期間】 1月4日(月)～2月3日(水)(郵送の場合は消印有効)

【案件資料の閲覧・配布場所】

①町ホームページ ②高齢介護課窓口(役場庁舎1階) ③情報公開コーナー(役場庁舎3階)

※閲覧時間は午前9時～午後5時30分(土日、祝日を除く)。

【意見の提出先・提出方法】

様式は自由です。氏名、住所、連絡先を明記し、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- ①Eメール: kaigo@town.taishi.osaka.jp
- ②郵送: 〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場健康福祉部高齢介護課
- ③ファックス: 98-2773(高齢介護課宛)
- ④窓口: 高齢介護課(役場庁舎1階)(開庁時間外、土日、祝日は除く)

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

OSAKA 女性活躍推進「ドーン de キラリ 2days」

大阪府では、毎年9月の「OSAKA女性活躍推進月間」に、女性の活躍推進に関するイベントを集中的に行っています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催時期を変更し、1月22日(金)と23日(土)に、OSAKA女性活躍推進「ドーン de キラリ 2days」が行われます。

女性活躍推進をテーマとしたセミナーやトークショー、相談会などの様々な催しです。

詳しいことは、大阪府のホームページをご覧ください。

◆問合せ 府民お問合せセンター ☎06-6910-8001
<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/osaka-jyokatsu-kaigi/fes.html>

性暴力に関するSNS相談「Cure Time(キュアタイム)」

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などは、女性の人権を侵害するもので、決して許されるものではありません。

内閣府では、DV相談ナビサービスの全国共通ダイヤル「#8008」の運用にあわせて、性暴力に関するSNS相談に対応

する「#8891」が開設されました。

【とき】

1月30日(土)までの毎週月、水、金、土曜日

午後4時～9時

※令和2年12月29日(火)～1月3日(日)を除く。

●性暴力に関するSNS相談

「Cure Time (キュアタイム)」

ホームページ <https://curetime.jp>

ツイッター <https://twitter.com/curetime1>

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

こんな悩み、抱えていませんか？

- ✓ イヤだったのに、エッチされたり身体をさわられた
- ✓ エッチのときにコンドームを離れてくれない
- ✓ イヤだったのに、裸を見せられて触らせられた
- ✓ 誰にいやらしいことをされている
- ✓ 2人だけの秘密と言ったのに、裸の写真をバラまかれた
- ✓ 薬やお酒を飲まされて、何をしたか覚えていない
- ✓ 痴漢にあった
- ✓ If you've been unwanted any sexual act

SNSで相談 公式サイトはこちら
curetime.jp
 秘密は 保守します

早くワンストップ 性犯罪・性暴力被害者のための #8891
 ワンストップ支援センター全国共通番号

電話で相談したい方はこちら

人権コラム「よき日へ」

「見ないふり、ありがとう」

大阪教育大学 神村 早織

今日のコラムの表題は、カナダのオントリオ州が2015年に製作した「セクハラ防止啓発動画」のタイトルである。これは、性暴力の加害者が傍観者に対して「ありがとう、見ないふりしてくれて」と言っているセリフなのである。日本のセクハラやチカン防止の啓発ポスターや動画は、「チカンに気をつけて」「夜道に注意」など被害者に自衛を求めるものが多い。しかし、この動画のターゲットは、傍観者となるかもしれない私たちに対して「行動する」ことを呼びかけるものである。

この動画で、まず最初に登場するのは、パーティの最中に、泥酔させた女性を友人に撮影させている男性である。その男性がこちらに向かって「声を出さなくてくれてありがとう」と言い、ニヤリと笑って撮影を続ける。また、学校の場面もある。男子生徒がスマホで撮影した女の子の写真を友人に見せている。友人たちは「もっといい写真を見せてよ」といって、スマホの中の写真をのぞきみる。男子生徒もまたこちらを向いて、「黙っててくれてありがとう」と笑いながら、「もっといい写真」を見ている友人たちの輪の中に入っていく。最後に登場するのは、バーで女性と飲んでいる男性だ。女性は、友人と挨拶をするために少しの間席を離れる。その隙について男性は飲み物に睡眠薬を入れる。そして、またこちらに向かって言うのだ。「誰にも言わないでくれてありがとう」。

さてここで、州政府のメッセージが流れる。「何もしないとすることは、このような男性を助けることになりません」「しかし、あなたが何か行動を起こせば女性を助けることができます」

見ないふりをして黙っていることは、性暴力加害者を助けることになる。何か行動を起こすことで、私たちは性暴力被害者を助けることができる。この動画では、最後に、被害者たちが、行動を起こしてくれた人に対して感謝のメッセージを伝える映像が流れる。ボーイフレンドに写真を暴露されていた女子生徒は、「彼を止めてくれてありがとう」と友だちに伝える。飲み物に睡眠薬を入れられた女性は、「パーティーに伝えてくれてありがとう」という。誰かが、パーティーにそっと飲みに取りかえてくれたのだ。

この秋、日本においても、「行動する傍観者」という動画が製作される。YouTubeで公開されている。エスカレーターでの盗撮、すれ違いざまに胸を触るボディタッチ、しつこく付きまとうナンパ、社内の飲み会での接待強要など、私たちの日常生活の中にある性暴力が描かれている。動画の中盤では「その逸らした視線が性暴力をしやすい社会を作っています」というメッセージが流れる。そして、その後、最初の場面「エスカレーターでの盗撮」を見ないふりをしてしまった男性が、それぞれの場面で、もう一度「行動する傍観者」となるためにやり直しをしていく。加害者に直接抗議をしなくても、できることは幾つもある。例えば、エスカレーターの盗撮では、少し近づいただけでその動きを察知して盗撮者はスマホを引っ込める。

「行動する傍観者」で検索してぜひこの動画を見たい。あなたが視線を逸らさずに、「加害者を助ける傍観者」から「行動する傍観者」になるために。

町立幼稚園！大根収穫

町立幼稚園の子ども農園では四季折々たくさんの野菜を育てています。12月には立派な大根を収穫することができたので、学校給食の献立の一部に大根を入れた料理を考えて頂きました。

小中学校のお兄さんお姉さんたちに食べて頂きとてもうれしそうなお子様たちでした。

また、栽培活動時に使用しているかわいい軍手はつばき作業所の皆さんに作って頂きました。



PHOTO

太子町かけっこ教室

11月23日(月・祝)、町立総合スポーツ公園総合グラウンドで、町内小学生を対象とした太子町かけっこ教室を行いました。

当日は、低学年と高学年に分かれて、それぞれに合った走り方の基礎やコツを楽しく学びました。



聖徳太子没後1400年連続歴史講座

10月31日(土)～11月28日(土)の5週にわたり、全5回の聖徳太子没後1400年連続歴史講座を行いました。

聖徳太子について、その時代背景からはじまり、功績や陵墓など、様々な視点からご講義頂きました。

また、第4回、第5回は町内の聖徳太子ゆかりの寺院である西方院・叡福寺のご代表に1400年に寄せる気持ちなどを語って頂きました。

